

後期高齢者医療制度

～ 保険料率が変わります ～

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。
平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	平成20・21年度 (年間)	43,143円	▶	平成22・23年度 (年間)	44,192円 【1,049円増】
	所得割 (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度		9.63%	平成22・23年度

保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。
保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得 - 33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 限度額50万円
-----------------------------	---	--	---	------------------------------------

この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

保険料の軽減について

(1) 均等率の軽減～ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。
(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。
加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 均等割額	比較
	軽減割合	均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+ (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

(2) 所得割の軽減～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

軽減判定 180万円 - 120万円 (公的年金等控除) - 33万円 (基礎控除) = 27万円 (軽減に該当)
所得割 27万円 × 10.28% × 5割 = 13,878円 年間保険料のうち所得割額分

(3) 被用者保険の扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは...

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。
市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

「医療費通知」について

加入者（被保険者）の皆様は健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。

医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧です。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 - 290 - 5601
	津別町役場保健福祉課 ☎0152 - 76 - 2151
	後期高齢者医療担当 6番窓口 内線228・229

国民健康保険証の更新を行います



国民健康保険（退職者医療も含まれます）の保険証の更新を下記の日程表のとおり行います。
保険証は、国保の資格を証明するものでお医者さんにかかる時必要となるものです。
必ず期日までに更新の手続きをして下さい。（75歳以上の方は対象となりません）
なお、特別な理由もなく保険税を納めない人には、有効期限の短い保険証が交付されることとなります。また、納期限から1年を過ぎても滞納を続けていると、保険証を返却願「被保険者資格証明書」が交付され、病院にかかる時はいったん10割の医療費を支払うこととなります。未納がある方は、役場健康医療グループまたは税務収納グループにご相談下さい。

更新手続きの方法

【必要なもの】保険証、印鑑

なお、4月から社会保険になる方は、国保の喪失届が必要です。

問い合わせ先

役場 健康医療グループ

☎76 - 2151

保険証更新日程表（土・日・祝日は除きます）

更新日	時間	場所	対象地区
4月20日	10:30～11:30	活汲地区農業研修センター	東岡、活汲、岩富
	13:30～14:30	本岐地区農業研修センター	本岐、双葉、木植沼沢、大昭、二又
	15:00～16:00	相生公民館	相生、布川
4月21日～30日	8:30～17:15	役場健康医療グループ窓口	上記以外の地区